



令和6年度

保育施設入所申込みの手引き

(町立保育所・私立保育園・認定こども園(保育部分)・小規模保育施設)

◆令和6年4月入所について

令和5年度に引き続き、一次申込み受付を予約制(令和6年度よりウェブ予約を導入)で実施します。予約忘れのないようお気を付けください。

【一次申込み受付日の予約】

期 間	令和5年10月2日(月)～11月7日(火)の期間中随時
時 間	8時30分～17時15分まで
予 約 方 法	伊奈町役場 北庁舎1階 子育て支援課窓口または電話にて

【一次申込み】

期 間	令和5年11月2日(木)、4日(土)、6日(月)、7日(火)の4日間
時 間	9時～15時まで
受 付 会 場	伊奈町役場 北庁舎3階 第一会議室

【二次申込み(予約不要)】

期 間	令和6年2月1日(木)、2日(金)、5日(月)～7日(水)の5日間
時 間	9時～11時30分まで
受 付 会 場	伊奈町役場 北庁舎1階 子育て支援課窓口

伊 奈 町

◆予約及び受付に関する注意事項

※令和5年度に引き続き、一次申込み受付を予約制(令和6年度よりウェブ予約を導入)で実施します。

※一次申込み受付の予約及び受付の順番が入所の決定に影響を与えることはありません。

※一次申込み及び二次申込み受付当日、保育士によるお子様の面接を行いますので、必ずお子様同伴でお越しください。

※郵送での申込みは原則受け付けません。

※必要書類が揃っていない場合は入所選考の際に不利となる場合があります。

※事前予約なしの当日申込みは原則できません。

※あくまでも予約時間は目安になりますので、お待ちいただく場合があります。

※予約時間の5分前にはご来庁ください。

※予約時間に10分以上遅れた場合は、再度の予約が必要です。

◆年度途中(5月以降)の入所について

入所希望月の前月1日～10日までの間に申込み受付を行います。

ただし、当該期間が土・日曜日または祝日にあたる場合、その日は除きます。

受付場所:伊奈町役場 北庁舎1階 子育て支援課窓口

受付時間:8時30分～17時15分まで

(申込み受付期間の例)※土日祝日を除く

令和6年5月入所希望→令和6年4月1日(月)～4月10日(水)まで

令和6年6月入所希望→令和6年5月1日(水)～5月10日(金)まで

◆令和6年度保育施設入所申込み予約について

《ウェブ予約サイト》

https://apply.e-tumo.jp/town-ina-saitama-u/reserve/offerList_detail?tempSeq=58593

※予約に関するご注意点等がウェブ予約サイト上で表示されますので

必ずご一読の上、予約をお願いします。





.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



令和6年度保育施設入所申込みの手引き 目次

1	保育施設とは……………	P1
2	保育施設を利用するためには……………	P1
3	入所申込みから決定までの流れ……………	P4
4	伊奈町内に転入予定の方……………	P6
5	町外からの入所希望について……………	P6
6	入所申込みに必要な書類……………	P7
7	入所申込み後の各種手続き……………	P9
8	保育料(利用者負担額)について……………	P10
9	保育料(利用者負担額)基準額表……………	P13
10	保育施設概要……………	P17
11	特別保育について……………	P19
12	保育所入所 Q&A ……	P20
13	伊奈町保育施設等入所の利用調整に関する基準……………	P24
14	保育施設入所申込書の記入例……………	P26



1 保育施設とは

保育施設とは、就労や病気等の事情により、保護者が家庭で子どもの保育ができない場合に、子どもをお預かりして保育を行う施設です。

保育所	認定こども園(保育部分)
0歳から就学前までの子どもを保育します。	0歳から就学前までの子どもを保育します。
・北保育所 ・南保育所 ・カオルキッズランド伊奈園 ・みちのこ保育園 ・ピノ保育園 ・伊奈ゆたか保育園 ・きむら伊奈保育園 ・つくしんぼ保育園	・認定こども園しろがね小室幼稚園
	小規模保育施設
	0歳から2歳までの子どもを保育します。
	・おれんじ保育園 ・おれんじ北保育園 ・ドレミナーサリー

※「就学前の幼児教育のため」、あるいは「集団での生活に慣れさせるため」といった理由では、保育施設に入所できません。

※小規模保育施設を卒園し、次年度3歳児クラスの保育所及び認定こども園の利用を希望する場合には、優先的に保育の利用ができるよう町は利用調整を行っています。

2 保育施設を利用するためには

保育所や小規模保育施設、認定こども園に入所を希望する場合は、町子育て支援課窓口にて「支給認定申請書」を提出して、「保育の必要性」や「保育の必要量」など、利用のための認定を受ける必要があります。

① 支給認定の区分

年 齢	認定区分		利用できる施設
3歳以上	1号認定	教育を希望	認定こども園(幼稚園部分)
3歳以上	2号認定	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	保育所 認定こども園(保育所部分)
3歳未満	3号認定		保育所 小規模保育施設 認定こども園(保育所部分)

※認定こども園しろがね小室幼稚園(幼稚園部分)の入園申し込みについては、施設に直接お申し込みください。

※支給認定証は、支給認定の区分や保育の必要量を認定するもので、入所の可否を認定するものではありません。

② 保育を必要とする事由（2号認定、3号認定）

2号認定および3号認定（保育の必要性の認定）を受けるためには、保護者（父母両方。ひとり親の場合はその方）が下記の事由のいずれかに該当することが必要です。

	保育を必要とする事由	保育必要量	認定（利用）期間
1	就労【月64時間以上の就労が必要】（※1）	「保育標準時間」または「保育短時間」	就労が継続している期間
2	妊娠、出産（※2）	「保育標準時間」	出産予定日の前6週、出産日の後8週に属する期間
3	保護者の疾病、障がい	「保育標準時間」	町が必要と認める期間
4	同居または長期入院している親族の介護、看護	「保育標準時間」または「保育短時間」	町が必要と認める期間
5	災害復旧	「保育標準時間」	町が必要と認める期間
6	求職活動（※3）	「保育短時間」	利用開始後最長3か月間
7	就学	「保育標準時間」または「保育短時間」	就学が継続している期間
8	虐待やDVのおそれがある	「保育標準時間」	町が必要と認める期間
9	育児休業【すでに保育施設を利用している児童で、継続利用が必要と認められる場合のみ】（※4）	「保育短時間」	育児休業終了日の月末まで

（※1）1日4時間、週4日の就労については、目安となっております。

（※2）妊娠・出産の事由で保育施設に入所する場合、出産予定日から起算して、産前6週間の属する月の初日から、出産後8週目の属する月の末日までの期限付き入所となります。期限を迎えた時点で退所となります。期限の延長はありません。

（※3）求職活動で入所申込みした場合、入所後3か月以内に就労を開始いただく必要があります。入所後3か月以内に就労証明書の提出がない場合は、退所となります。

（※4）「育児休業」事由での新規入所はできません。育児休業明けの「就労」でお申し込みください。

保育施設入所後、在籍児童には毎年1回、支給認定現況届及び就労証明書等を提出いただき、保育を必要とする事由および保育の必要量等の確認を行います。

③ 保育の必要量

保護者の就労時間や保育を必要とする事由により、保育の必要量が決まります。

保育必要量	利用時間	保育を必要とする事由
保育標準時間 (最大11時間)	通常保育時間 7:30 ~ 18:30 の間のうち、必要となる時間	➤ <u>週30時間以上の就労※</u> (例:1週あたり 1日6時間×5日) ➤ 妊娠、出産 など
保育短時間 (最大8時間)	通常保育時間 8:30 ~ 16:30 の間のうち、必要となる時間	➤ <u>週16時間以上、30時間未満の就労</u> (例:1週あたり 1日4時間×4日) ➤ 求職活動 など

※保護者が就労している場合、保育の必要量の認定は、提出された「就労証明書」に基づき、週30時間以上の就労(通勤時間を含む)をしているかどうかで判断します。ただし、休憩時間は含まれません。

◎「保育短時間」と認定された方で、利用時間を超えて保育施設を利用する場合

「保育短時間」と認定された方は、最大8時間保育(8時30分～16時30分)のうち必要な時間を利用することができます。

ただし、仕事の都合等によりやむを得ず、例えば「7時30分から利用を希望」または、「18時30分まで利用を希望」する場合、入所施設へ時間外保育利用の申請をし、承認を受けることにより、利用が可能となります。

その場合には、月額保育料のほかに「時間外保育料」が別途かかります。時間外保育料は、以下のとおりです。

・3歳未満児 1回200円(月額上限 1,000円)

・3歳以上児 1回100円(月額上限 500円)

※時間外保育料は、入所施設へ直接お支払いいただきます。

※認定こども園しろがね小室幼稚園は料金体系が異なりますので施設に直接お問い合わせください。



保育標準時間認定(保育利用時間7:30～18:30のうち保育が必要な時間)

7:30

18:30

最大11時間

保育短時間認定(保育利用時間8:30～16:30のうち保育が必要な時間)

7:30

8:30

16:30

18:30

時間外保育料

最大8時間

時間外保育料

1回の料金

1回の料金

なお、施設によっては、延長保育(7時～7時30分、18時30分～20時)を実施しております。詳しくは、22ページの【保育所Q&A】をご覧ください。

3 入所申込みから決定までの流れ

1 受付日の予約

【令和6年4月入所希望の場合】

予約期間

令和5年10月2日(月)～11月7日(火)の期間中随時

時間

○ウェブ予約サイトから予約する場合は24時間受付

○お電話でのお問い合わせは8時30分から17時15分まで

○当日予約は申込み受付時間の60分前まで

○11月7日(火)の最終日は申込み受付時間の関係上、予約は14時まで

方法

以下の URL 又は二次元コードから予約

https://apply.e-tumo.jp/town-ina-saitama-u/reserve/offerList_detail?tempSeq=58593

※予約に関するご注意点等がウェブ上で表示されますので必ずご一読の上、予約をお願いします。

事前に希望施設を見学して、保育時間や費用等について確認しておこうね。



2 入所申込み書類の作成・提出

3 申込み受付・児童面接

【令和6年4月入所希望の場合】

申込み受付期間

11月2日(木)、4日(土)、6日(月)、7日(火)

受付時間

4日間とも9時～15時

受付会場

伊奈町役場 北庁舎3階 第一会議室

※当日保育士による面接を行いますので、必ずお子様同伴でお越しください。

※必要書類がそろっていない場合は、入所選考の際に不利となる場合があります。

※入所の決定に際し、申込み受付の順番は関係ありません。郵送での申込み不可。

ウェブ予約サイト
二次元コード

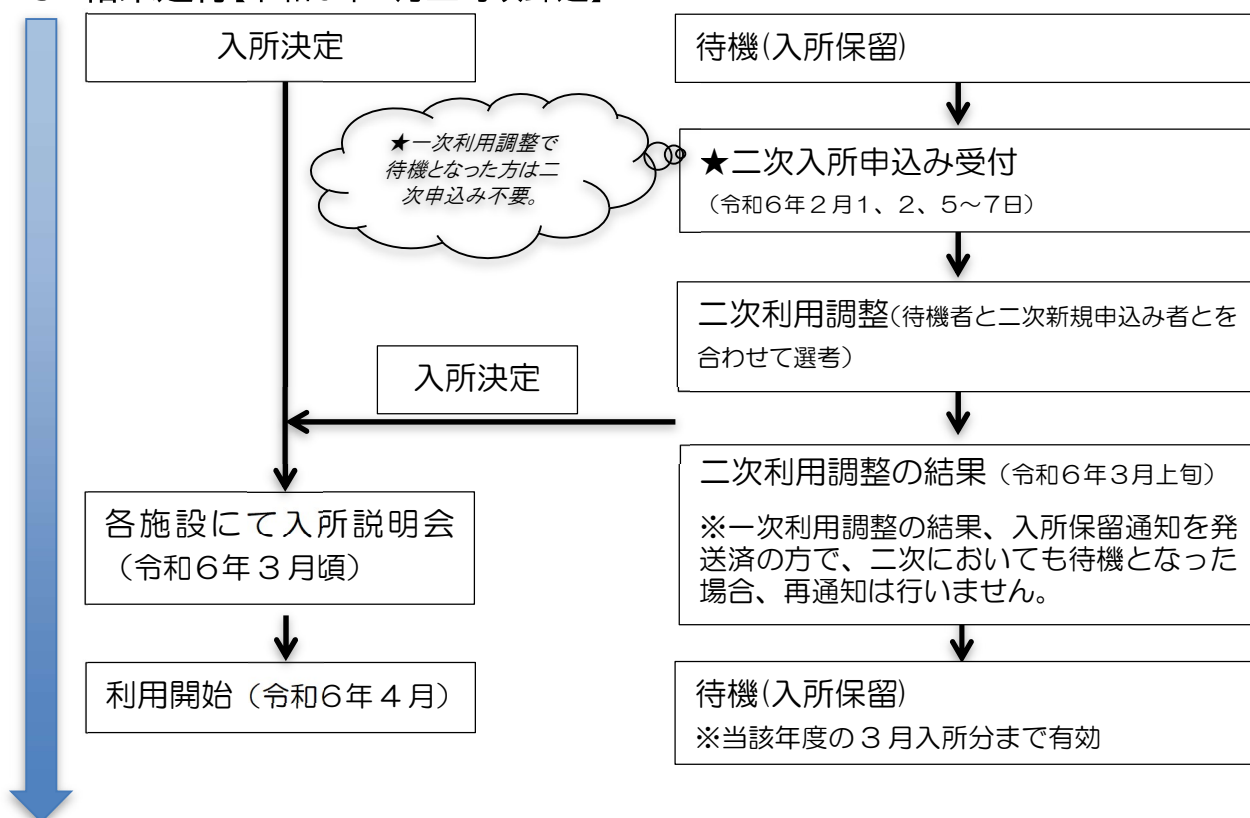


4 調査・利用調整(入所選考)

必要に応じて、家庭や勤務先に調査・確認を行う場合があります。虚偽の記載があったり、利用調整後に申込み内容に変更が生じたりした場合は、入所取消しとなります。入所後の場合は退所となります。

次ページに続く

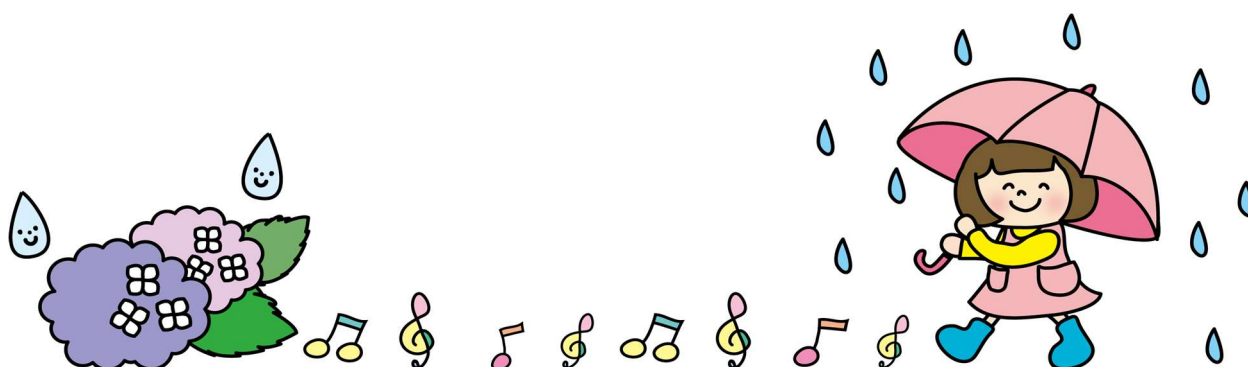
5 結果送付【令和6年2月上旬頃郵送】



※「入所保留通知書」は、入所申込み後の最初の1回のみ送付します。

※入所申込書は当該年度の3月入所分まで有効となりますので、その期間内においては、毎月利用調整の対象となります。定員に空きが生じ、選考の結果、入所をご案内できる場合については、保護者あてに連絡を入れさせていただきます。

5月以降の入所申込みについては、子育て支援課窓口にて、原則毎月1日～10日の期間内で申込みを受け付けています。受入枠の空きがある場合、利用調整(入所選考)を行います。



4 伊奈町内に転入予定の方

① 4月入所申込みの方

申込み時点では伊奈町内に住所がないが、令和6年3月末までに伊奈町に転入予定の方は、伊奈町の入所申込書類を入手いただき、4・5ページの「入所申込みから決定までの流れ」と同様の手続きを行ってください。

令和6年3月末までに伊奈町に住民登録ができない場合は、入所が決定していても取り消しとなります。

なお、申込書類のうち下記の書類も併せて添付してください。

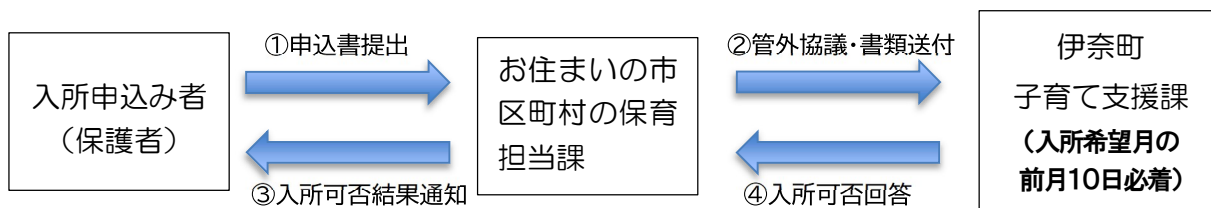
<添付書類>

- (1)賃貸借契約書の写しまたは、売買契約書の写し
- (2)転入に関する誓約書
- (3)令和5年度課税(非課税)証明書【父・母】
- (4)伊奈町の申込様式一式

② 5月以降入所申込みの方

申込み時点では、伊奈町内に住所がないが、入所希望月の前月末日までに伊奈町に転入予定の方は、お住まいの市区町村の保育担当課にお申し込みください。

申込みした書類は、お手続きをした市区町村から伊奈町へ送付されますので、伊奈町の締切に間に合うようにお申し込みください。



入所希望月の前月末日までに伊奈町に住民登録ができない場合は、入所が決定していても取り消しとなります。

なお、申込書類のうち下記の書類も併せて添付してください。

<添付書類>

- (1)賃貸借契約書の写しまたは、売買契約書の写し
- (2)転入に関する誓約書
- (3)令和5又は6年度課税(非課税)証明書【父・母】
- (4)お住まいの市区町村申込様式一式

5 町外からの入所希望について

町外在住だが、伊奈町に保護者の勤務地がある等の方で町内の保育施設に入所を希望する場合は、お住まいの市区町村の保育担当課にお申し込みください。

申込みした書類は、お手続きをした市区町村から伊奈町へ送付されますので、伊奈町の締切に間に合うようにお申し込みください。

①4月入所申込みの方…書類必着期限:令和5年11月30日(木)

②5月入所以降申込みの方…書類必着期限:入所希望月の前月10日

6 入所申込みに必要な書類

★全員提出が必要なもの ①～⑦

★該当者のみ提出が必要なもの ⑧～⑪

- ① 保育施設入所申込書(児童台帳) (児童1人につき1部)
- ② 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書(児童1人につき1部)
- ③ 保育を必要とする事由を確認できる書類
(兄弟姉妹で2人以上同時申込みの場合、それぞれに添付してください。ただし、原本1部作成し、ひとりは原本添付、他の兄弟姉妹はその写しでも可。)

保護者の状況	提出書類
就労 <u>(月64時間以上の就労が必要)</u> ※1～4	➤ 就労証明書(様式あり) 4月入所希望の場合 ➡令和5年10月1日以降証明を受けたもの ➤ 自営業の場合は、就労証明書の提出のほかに、直近の確定申告書の写し等を添付してください。
妊娠・出産 ※5	母子手帳(出産予定日、保護者名を記したページの写し)
疾病・障がい	医師の診断書または障害者手帳の写し
同居または長期入院している親族の介護・看護	介護(看護)されている人の診断書または介護保険証・障害者手帳の写し
就学	在学証明書(学生証の写し可)および授業の時間割表
求職活動 ※6	就労誓約書(様式あり)

- ※1 育児休業明けの就労で入所決定した場合は、入所月の翌月15日までに職場復帰することが条件となります。入所月の翌月末までに、復帰後の「就労証明書」を提出してください。期日までに書類の提出がない場合は退所となります。
- また、採用予定の場合は、就労開始後に就労証明書を提出してください。就労開始後、1か月以内に書類の提出がない場合、退所となります。
- ※2 65歳未満の同居親族(祖父母等)が就労している場合は、その方の「就労証明書」も必要です。就労していない場合および書類の提出がない場合は、利用調整の際に優先順位が下がります。
- ※3 4月入所以外の年度途中入所の申込みについて、就労証明書や診断書は、発行日から3か月以内のものが有効です。
- ※4 就労証明書の内容について、勤務先に確認・調査を行う場合があります。
- 証明書の記載で訂正がある場合は、訂正部分に二重線を引き、会社の訂正印を押印のうえ、余白に正しい内容をご記入ください。修正液等で修正したもの、会社の訂正印のないものは無効となります。
- ※5 妊娠・出産の事由で保育所に入所する場合、出産予定日から起算して、産前6週間の属する月の初日から、出産後8週目の属する月の末日までの期限付き入所となります。期限を迎えた時点で退所となります。期限の延長はありません。
- ※6 求職活動で入所申込みした場合、入所後3か月以内に就労を開始いただく必要があります。期限内に就労開始できない場合や入所後3か月以内に就労証明書の提出がない場合は、退所となります。

④ 予防接種等の記録(児童1人につき1部)

⑤ 令和6年度保育施設入所申込み 提出書類チェック表(児童1人につき1部)

⑥ 個人番号提供書(児童1人につき1部)

マイナンバー制度の実施により、支給認定に関する事務手続き等において、マイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーの記載が必要な方は、入所申込み児童と同居している親族すべての方です。

提出の際には、申請者の個人番号および本人確認を行いますので、次の書類も併せてお持ちください。

個人番号カードを持っている方	
個人番号の確認	本人確認
個人番号カード (1枚で番号及び本人の確認ができます)	
	

個人番号カードを持っていない方	
個人番号の確認	本人確認(下記①または②)
※以下の書類から1点提示 通知カード または 住民票(個人番号の記載あり)	①以下の書類から1点提示 運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カードなどの顔写真が貼付されたもの
	②以下の書類から2点提示 健康保険被保険者証、年金手帳など

⑦ 保育室等在園証明書保育施設の利用に関する確認票(同意書)

⑧-1 転入に関する誓約書ならびに賃貸借契約書または売買契約書の写し(1世帯1部)

⑧-2 令和5又は6年度課税(非課税)証明書【父・母】(各1部)

【伊奈町に転入予定の方のみ提出】

入所希望月の前月末までに、伊奈町に転入手続きが完了していることが条件です。当該期日までに転入手続きが確認できない場合は、入所が決定していても入所取り消しとなります。

⑨ 保育室等在園証明書

【入所申込み児童が令和5年11月1日現在、利用している場合のみ提出】

認可外保育施設や事業所内保育施設に入所している方は、施設に記入していただき提出してください。また、転入予定の方で町外の保育所や小規模保育施設に入所している方も提出してください。

⑩ 同一世帯員の障害者手帳の写し

【入所申込み児童と同一世帯に障がい児(者)がいる場合のみ提出】

特定の保育料の階層に該当する場合、保育料の軽減が受けられる場合がありますので、その方の障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など)の写しを提出してください。

⑪ 生活保護受給者証の写し

【生活保護受給者のみ提出】

⑫ 離婚調停中等で保護者の一方が児童と別居している場合は、離婚調停中等であることが確認できる書類

※入所申込みの際には、別添の「提出書類チェック表」にて確認し、必要書類をご用意ください。

※提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入所後であっても入所を取り消します。

入所申込みに必要な書類のダウンロードなど

≪伊奈町公式ホームページ≫

<https://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000007714.html>

伊奈町 令和6年度保育施設入所

検索



7 入所申込み後の各種手続き

入所決定後に、事情により入所辞退や退所を希望する場合や、入所申込み時と状況が変わった場合は、下記の書類の提出が必要です。

特に入所申込みの取下げや、決定後の入所辞退の場合は、待機されている方の入所の決定を行う必要があるため、速やかに子育て支援課までご連絡ください。

(1) 取下げ、辞退、退所など

- ・ 入所申込みを取り下げる場合・・・取下げ届
- ・ 入所決定後に辞退する場合・・・保育所辞退届
- ・ 入所後に退所する場合・・・保育所退所届

(2) 入所申込み時と状況が変わった場合

- ・ 家庭の状況が変わった場合・・・家庭状況変更届
- ・ 勤務先が決まった場合・・・就労証明書
- ・ 勤務先や勤務日数・勤務時間等が変わった場合・・・就労証明書
- ・ 育児休業開始となる時・・・(育児休業開始等用)勤務・内職証明書

※状況が変わったときは、速やかに書類の提出をお願いいたします。



8 保育料(利用者負担額)について

① 保育料の決定

毎月の保育料は、保護者(父母またはその児童を扶養している祖父母や同居の親族などの家計の主宰者※)の令和5年度および令和6年度の市町村民税額により決定します。

※保育料算定における「家計の主宰者」とは？

保育料は、保護者(父母)の市町村民税額の合計により算定しますが、保護者それぞれの給与収入額が共に93万円以下の場合で、児童と同居する祖父母等が入所児童または保護者のいずれかを税法上扶養しているときは、その者を「家計の主宰者」とみなし、その者の市町村民税額も含めて算定します。

なお、「児童と同居する祖父母等」とは、世帯分離をしていても、同一住所に居住の場合も含みます。

② 保育料の算定期間

保育料は4月と9月の年2回算定を行います。

4月分～8月分までは、令和5年度の市町村民税額に基づいて算定を行い、9月～翌年3月分までは令和6年度の市町村民税額に基づいて算定を行います。

令和6年度保育料											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度市町村民税額 (令和4年中の所得に対して課税)により決定					令和6年度市町村民税額 (令和5年中の所得に対して課税)により決定						

なお、保育料の算定に用いる市町村民税の所得割額は、調整控除および税額調整措置額を除き、下記の控除を差し引く前の金額となります。

- ・市町村民税額住宅借入金等特別税額控除
- ・寄附金税額控除
- ・配当控除
- ・外国税額控除
- ・配当割額、株式等譲渡所得割額控除

ご注意ください

- ・保育料は保育所を欠席した場合でも、月額保育料の全額をお支払いいただきます。
また、退所の手続きをしないと、登所していなくても保育料を納めていただくことになりますのでご注意ください。
- ・保育料は4月1日時点での年齢で算定します。年度途中で2歳児から満3歳児になった場合でも、その年度末までは3歳未満児として保育料を算定します。

(例)7月に満3歳に到達した場合

令和6年 4月	7月	10月	3月	令和7年 4月～
2歳児クラス入所	▲満3歳の誕生日			3歳児クラス在籍

3歳未満児の保育料	3歳以上児無償化
-----------	----------

③ 保育料の算定について

税が未申告の場合や必要な書類の提出が確認できない場合は、保育料の算定が正しくできないために該当年齢の最高額の保育料を設定させていただきますのでご了承ください。

④ 保育料の納付

保育所(町立・私立)に在籍している児童は、町へ保育料をお支払いいただきます。その場合、保育料の納入方法は、口座振替となります(原則月末引き落とし)。

口座振替のお申込みは、「保育料口座振替依頼書」(ゆうちょ銀行から振替を希望の場合は、指定用紙あり)、通帳、届出印を持参のうえ金融機関にてお手続きください。なお、手続完了には1か月程度かかります。口座振替依頼書は、保育所入所決定の通知送付の際に併せて送付します。
※口座振替のお申込みは、児童ごとに手続きが必要です。(1枚の依頼書に複数児童名の記入が可能です。)

認定こども園及び小規模保育施設に在籍している児童は、直接施設へ保育料をお支払いいただきます。支払方法は各施設にてご確認ください。

※時間外保育料(4ページ)、延長保育料については直接施設へお支払いいただきます。

⑤ 保育料の変更

・世帯状況の変更(婚姻、離婚等)により、年度の途中で保育料が変更となる場合があります。

⇒家庭状況変更届を提出してください。用紙は子育て支援課にあります。

・生活保護受給開始となった場合

⇒生活保護受給者証の写しを提出してください。

・生活保護が廃止となった場合

⇒生活保護廃止決定通知書の写しを提出してください。

⑥ 保育料の軽減

(1)就学前兄弟等の多子軽減

国の保育料制度では、同一世帯で児童が2人以上同時に保育所(園)または幼稚園、認定こども園等に入所している場合、保育施設に入所している児童の保育料が軽減されます。
就学前の児童で上から2人目の児童は半額、3人目以降は無料となります。

(例)

第1子	小学5年生・・・軽減カウント対象外
第2子	幼稚園年長・・・第1子としてカウント(全額負担)
第3子	保育所3歳児・・・第2子としてカウント(半額負担)
第4子	保育所1歳児・・・第3子としてカウント(無料)

(2) 0歳児から2歳児クラス在籍児童の多子軽減(埼玉県多子世帯保育料軽減事業)

伊奈町が平成27年度から実施している多子世帯保育料軽減事業では、兄弟の年齢に上限なく(保育所や幼稚園等に入所していなくても)、第3子以降の0歳児から2歳児クラスに在籍する児童であれば、申請することにより保育料が0円になります。この事業は埼玉県と伊奈町とで保育料を負担するというもので、令和6年度についても実施する予定です。なお、対象者には、別途申請書を送付します。(※県の補助が実施された場合)

(例)

第1子 小学5年生
第2子 小学2年生
第3子 保育所1歳児クラス在籍(第3子無料)

(例)

第1子 小学5年生
第2子 小学1年生
第3子 保育所3歳児クラス在籍(対象外)

(3) 申込み児童と同一世帯に障がい児(者)がいる場合

特定の保育料の階層に該当する場合、保育料の軽減が受けられる場合がありますので、その方の障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など)の写しを提出ください。

⑦ 保育料の減免

児童の属する世帯の居住する家屋等が災害等により著しく損害を受けた場合(全焼、全壊、半焼、半壊等)や保護者が病気などやむを得ない理由により退職し、収入が前年の2分の1未満(世帯全体)となり、生活が著しく困難となった場合、また、入所児童が傷病等のため入院、自宅療養を余儀なくされ1か月以上連続して通所できなかったときに保育料が減免となる場合があります。詳しくは子育て支援課にご相談ください。

⑧ 保育料の滞納

保育料を滞納した場合は、保育施設にて納付面談を行うこととし、児童手当からの充当や地方税法の例により財産調査をし、給与の差押え等の滞納処分を行うことがあります。

なお、悪質とみなされる場合は、保育施設を退所していただく場合があります。



9 保育料(利用者負担額)基準額表

令和6年度保育料(利用者負担額)基準額表 2号・3号認定

適用施設: 公立・私立保育所、小規模保育施設、認定子ども園(保育所部分)

(第2階層以上の利用者負担額欄中、上段は第1子、下段は第2子の金額を示しています)

一般世帯 利用者負担額(月額)				多子世帯の 保育料減免	ひとり親世帯、障がい児(者)世帯等 利用者負担額(月額)				多子世帯の 保育料減免		
階層 区分	定 義	3歳未満児			3歳以上児		3歳未満児			3歳以上児	
		標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間
第1	生活保護世帯	0	0	第3階層から第7 階層世帯のうち、世 帯の所得割額の合算 額が57,700円未満 の多子世帯について は、第2子半額、第 3子以降は無料とな ります。 なお、第何子かを 決定する際に算定対 象となる子どもの年 齢に制限はありませ ん。	第1	0	0	第3階層から第8 階層世帯のうち、世 帯の所得割額の合算 額が77,101円未満 の世帯については、 第2子以降は無料と なります。 なお、第何子かを 決定する際に算定対 象となる子どもの年 齢に制限はありませ ん。			
第2	町民税 非課税世帯	0	0		第2	0	0				
		0	0		第2	0	0				
第3	均等割のみの世帯	7,600	7,400		第3	3,300	3,200				
		3,800	3,700		第3	0	0				
第4	町民税所得割 10,000円未満	8,300	8,100		第4	3,650	3,550				
		4,150	4,050		第4	0	0				
第5	町民税所得割 25,000円未満	9,500	9,300		第5	4,250	4,150				
		4,750	4,650		第5	0	0				
第6	町民税所得割 40,000円未満	10,300	10,100		第6	4,650	4,550				
		5,150	5,050		第6	0	0				
第7	町民税所得割 48,600円未満	12,100	11,800		第7	5,550	5,400				
		6,050	5,900		第7	0	0				
第7	町民税所得割 57,700円未満	12,100	11,800		第7	6,050	5,900				
		6,050	5,900		第7	0	0				
第7	町民税所得割 60,000円未満	12,100	11,800		第7	6,050	5,900				
		6,050	5,900		第7	0	0				
第8	町民税所得割 77,101円未満	14,500	14,200		第8	7,250	7,100				
		7,250	7,100	第8	0	0					
第8	町民税所得割 90,000円未満	14,500	14,200	保育料無償化の対象 ※主食費及び副食費等 の費用はかかりますの で、各園にお問い合わせ ください。 ※短時間認定で、標準時 間まで利用する場合は、 所属している園と相談の 上で、1回100円(月額 上限500円)を園にお支 払いください。							
		7,250	7,100								
第9	町民税所得割 100,000円未満	19,500	19,100								
		9,750	9,550								
第10	町民税所得割 120,000円未満	25,800	25,300								
		12,900	12,650								
第11	町民税所得割 133,000円未満	32,400	31,800								
		16,200	15,900								
第12	町民税所得割 169,000円未満	40,400	39,700								
		20,200	19,850								
第13	町民税所得割 202,000円未満	45,500	44,700								
		22,750	22,350								
第14	町民税所得割 235,000円未満	47,700	46,800								
		23,850	23,400								
第15	町民税所得割 268,000円未満	49,600	48,700								
		24,800	24,350								
第16	町民税所得割 301,000円未満	51,200	50,300								
		25,600	25,150								
第17	町民税所得割 397,000円未満	56,300	55,300								
		28,150	27,650								
第18	町民税所得割 397,000円以上	59,500	58,400								
		29,750	29,200								

●負担額における年齢は、4月1日時点での児童の年齢により算定されます。

●年度途中で2歳児から満3歳児になった場合でも、その年度末までは3歳未満児として保育料を算定します。

●【適用外控除】 階層区分を決定する際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等の適用はありません。

●【算定方法】 令和6年4月分から8月分の保育料は令和5年度の住民税額で、9月分から3月分までは令和6年度の住民税額で算定します。

保育料の算定例

①「市町村民税額」とは、市町村民税所得割額を指します。

②保育標準時間認定で算定

例1 父母それぞれに収入がある場合(同居者:父、母、入所児童(2歳児)、祖父、祖母)			
父(被扶養者:母、子)	母	祖父	祖母
収入 5,000,000円	収入 2,000,000円	収入 2,000,000円	収入 2,000,000円
市町村民税額 200,000円	市町村民税額 40,000円	市町村民税額 40,000円	市町村民税額 40,000円

父母それぞれの課税額の合計で階層判定を行います。

父母の市町村民税額の合計240,000円 ➡ 第15階層 月額保育料49,600円

例2 父のみ課税対象となる収入がある場合(同居者:父、母、入所児童(2歳児)、祖父、祖母)			
父(被扶養者:母、子)	母	祖父	祖母
収入 5,000,000円	収入 400,000円	収入 2,000,000円	収入 2,000,000円
市町村民税額 200,000円	非課税 0円	市町村民税額 40,000円	市町村民税額 40,000円

母は父の扶養の範囲内での収入で非課税の場合も、父母の課税額の合計で階層判定を行います。

父母の市町村民税額の合計200,000円 ➡ 第13階層 月額保育料45,500円

例3 母以外の同居者(祖父)が家計の主宰者と判断される場合(同居者:母、子(2歳児)、祖父、祖母)		
母(ひとり親)	祖父(被扶養者:母、子)	祖母
収入 0円	収入 2,900,000円	収入 900,000円
非課税 0円	所得割額 52,300円	所得割額 0円

母の収入が93万円以下、かつ祖父が税法上、母と子を扶養しているため、祖父を家計の主宰者として算定。

母と祖父の市町村民税額の合計 52,300円 ➡ 第7階層 月額保育料 12,100円 ➡ ひとり親世帯につき、月額保育料 6,050円

- 短時間認定の方で、時間外保育を利用した場合にご負担いただく「時間外保育料(4ページ)」や延長保育料(7:00~7:30 および 18:30~20:00 の間の利用)については、直接施設へお支払いいただきます。
- 保育料のほかに、施設によっては園服、かばんや教材費、保護者会費、遠足代などの負担がある場合がありますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。
- 3歳以上児は、主食費及び副食費を施設へお支払いいただくことになります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。



【A】市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- ※4月入所が決定した児童の保育料は、4月上旬に通知します。また、5月入所以降の場合は、入所月の前月の月末に子育て支援課より個別に通知します。

※市町村民税所得割額及び扶養人数が記載されているもの

※市町村民税所得割額及び扶養人数が記載されているもの

所得・（非）課税証明書

年度						
氏名				生年月日	年 月 日 性別	
住所						
税目	課税標準額		町民税 所得割 均等割		県民税 所得割 均等割	年税額
町県民税	総所得分 分離課税分	円	円	円	円	円
合計課税金額		円				
平成 年分所得の内訳						
所得控除の内訳						
扶養対象配偶者						
特 定						
世 入						
同居老親等						
18歳未満						
その他						
扶 養						
同 居						
その他						
本人障害						
本人該当						
所得控除合計				円		
備 考						

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
埼玉県北足立郡伊奈町長

見本②令和5年度 市町村民税特別徴収税額決定通知書
(会社から配布)

年度 埼玉県伊奈町 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の設定・変更通知書（納税義務用）

所得区分	給与所得	退職所得	雑所得	その他所得	所得合計額	所得控除額	課税所得額	町民税額	県民税額	特別徴収税額
所得区分	給与所得	退職所得	雑所得	その他所得	所得合計額	所得控除額	課税所得額	町民税額	県民税額	特別徴収税額

住宅ローン控除額 市民税 円 県民税 円

収入の申告に関するお願い

保育所の保育料額は、原則、保育所を利用されるお子様の属する世帯の個人市町村民税額を基に算定します。個人市町村民税額は申告された収入から計算されますので、保育所を利用される場合には、収入の有無に関わらず必ず収入の申告をしてください。（お仕事をしていない場合など、収入が0円でも、申告をお願いします。）

特に、育児休暇中や育児休暇から復帰した方が申告をお忘れになっているケースが多いようです。収入がなかった場合でも、配偶者の被扶養者となった申告、または収入がなかった申告を必ずしてください。

収入に関する申告など詳しい内容は、税務署または役場税務課へお問い合わせください。

税に関する豆知識

控除

保育所の保育料の算定根拠となる個人市町村民税には、いろいろな所得控除があります。各ご家庭の事情によって適用されるものと、そうでないものがあります。子育て世帯に係りのありそうなものをいくつかご紹介しますので、申告の際の参考にしてください。

①配偶者控除

配偶者がいる方に対する控除です。

※配偶者の収入が一定額以下の方が対象です。

②寡婦（夫）控除

夫（妻）と死別、または離婚した後、婚姻しておらず、ひとり親としてお子さんを育てている方などのための控除です。

③障害者控除

ご自身や生計が一緒のご家族が障がい者である場合の控除です。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が対象です。

④扶養控除

納税者に税法上の控除対象扶養親族がいる場合の控除です。

※上記以外にも各種控除がありますが、保育所保育料算定では控除対象とならないものもあります。

所得控除とは・・・個人市町村民税の計算上、所得金額から差し引くことになっているもの。（納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために設けられています。）

※控除に関する詳しい内容は、税務署または役場税務課におたずねください。

10 保育施設概要

★ 町立保育所

対象月齢：保育所入所月の1日時点で、対象月齢に達している児童から未就学の児童が対象です。

施設名	定員	対象月齢	所在地	電話番号 (市外048)
北保育所	120 名	満6か月以上	内宿台五丁目 214 番地 3 (小針北小学校北側)	728-3258
南保育所	60 名	満8か月以上	小室 3114 番地 (南小学校西側)	722-1855

◎開所時間 月曜日～金曜日 7:00～19:00、土曜日 7:30～18:30

◎休所日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

★私立保育園

対象年齢：保育所入所月の1日時点で、生後57日に達している児童から未就学の児童が対象です。

施設名	定員	設置者	電話番号 (市外048)
		所在地	
カオルキッズ ランド伊奈園	60 名	社会福祉法人 翠陽会 小針新宿 523 番地 1(内宿駅西側)	729-2888
みちのこ保育園	90 名	社会福祉法人 光彩会 小室 9544 番地 1(役場東側)	723-3001
ピノ保育園	90 名	社会福祉法人 大樹会 小室 1027 番地 2(丸山駅東側)	720-4152
伊奈ゆたか保育園	90 名	社会福祉法人 ゆたか会 内宿台四丁目 22 番地 2(内宿駅東側)	729-2977
きむら伊奈保育園	110 名	社会福祉法人 三愛福祉会 小室 6965 番地 1(小室交番西方面)	723-3300
つくしんぼ保育園	40 名	NPO法人つくしんぼ会 大針 619 番地 4(大針区民会館東方面)	721-6273

◎開所時間 施設によって異なります。別冊情報ガイドでご確認ください。

◎延長保育 施設によって異なります。別冊情報ガイドでご確認ください。

◎休園日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

令和6年度保育実施年齢早見表

クラス	生年月日
0歳児	R5. 4. 2～
1歳児	R4. 4. 2～R5. 4. 1
2歳児	R3. 4. 2～R4. 4. 1
3歳児	R2. 4. 2～R3. 4. 1
4歳児	H31. 4. 2～R2. 4. 1
5歳児	H30. 4. 2～H31. 4. 1

クラス年齢は
4月1日時
点の年齢で決
まります。



★認定こども園

対象年齢：（教育認定）満3歳児から未就学児が対象です。

※教育認定のみ、直接施設へ入園申込みが必要となります。

（保育認定）保育所入所月の1日時点で、満6か月に達している児童から未就学の児童が対象です。

施設名	設置者	所在地	電話番号 (市外048)
認定こども園 しろがね小室幼稚園	学校法人 内村学園	小室 3230 番地 (丸山駅東側)	721-2108

定員	対象年齢	備考
(教育認定)250 名	満3歳以上	教育認定のみ、直接施設へ入園申込みが必要となります。
(保育認定) 53 名	満6か月以上	

◎開所時間 月曜日～土曜日 7:30～18:30

◎休園日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

★小規模保育施設

対象年齢：保育所入所月の1日時点で、生後57日に達している児童から2歳児（3歳になった年の年度末）までの児童が対象です。

施設名	定員	設置者	電話番号 (市外048)
		所在地	
おれんじ保育園	19 名	PHIL・コンサル株式会社 中央 5-51 セントラルマンション 1 階(伊奈中央駅東側)	723—7887
おれんじ北保育園	19 名	PHIL・コンサル株式会社 内宿台 6—30(県民活動総合センター東側)	728—9944
ドレミナーサリー	19 名	本多 綾子 学園 2—149(伊奈学園総合高校西側)	607—5415

◎開所時間 施設によって異なります。別冊情報ガイドでご確認ください。

◎延長保育 施設によって異なります。別冊情報ガイドでご確認ください。

◎休園日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

11 特別保育について

※利用時間、料金等については各施設にお問い合わせください。

①延長保育

下記の施設では、延長保育を実施しています。実施曜日および時間等については、別冊情報ガイドにてご確認ください。

<実施施設>

北保育所、南保育所、カオルキッズランド伊奈園、みちのこ保育園、ピノ保育園、伊奈ゆたか保育園きむら伊奈保育園、つくしんぼ保育園、おれんじ保育園、おれんじ北保育園、ドレミナーサリー

②一時保育

主に保育施設に在籍していない児童で、一時的に家庭での保育が困難な時に児童を一時的に預かるものです。利用希望がある場合は、各施設へ直接お申し込みください。

<実施施設>

北保育所、カオルキッズランド伊奈園、みちのこ保育園、ピノ保育園(休止中)きむら伊奈保育園

③病後児保育

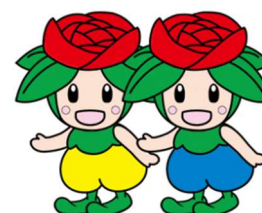
病気回復期の児童を医師の診断書により、専用の保育室で保育します。利用を希望する場合は、町への事前登録が必要です。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

<実施施設>

カオルキッズランド伊奈園

④預かり保育

認定こども園の教育認定こどもが、教育部分の時間が終わった後に子どもを園で預かる事業になります。利用希望がある場合は、直接お申し込みください。



12 保育所入所Q&A



【入所要件】

Q1 求職活動中でも入所申込みはできますか？

できます。求職活動で入所申込みをした方は、保育所入所後、3か月以内に就労開始していただく必要があります。なお、保育所入所後、3か月以内に「就労証明書」の提出がない場合は、退所となります。

【入所申込み】

Q2 一次申込みに間に合わなかったのですが？

一次申込みの利用調整の結果、定員に満たない保育施設については、二次募集を行いますので、受付期間中(令和5年2月1日～3日及び6日、7日の5日間)にお申し込みください。

【保育料】

Q3 町立保育所と私立保育所で、保育料に違いはありますか？

月額保育料は、町立・私立とも町の保育料基準額表に基づき町が算定しますので、金額に違いはありません。ただし、延長保育料金については施設によって金額が異なります。

また、3歳以上児(4月1日現在での年齢)については、保育料は無償となりますが、主食費及び副食費がかかるほか、施設によっては教材費、園服、かばん等の費用も発生する場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

Q4 母子家庭または父子家庭の場合、保育料は無料になりますか？

すべてのひとり親家庭が無料になるわけではありません。

保育料は、保護者の市町村民税額で算定しますので、市町村民税額の均等割額や所得割額がある場合は、ひとり親家庭でも保育料を負担していただくことがあります。

Q5 前年度所得を修正申告し、市町民税所得割額が減額になった場合、保育料は遡って再算定をすることはできるのでしょうか？

令和5年度の場合は、その年度の保育料算定の根拠となる市町民税所得割額が減額になった場合、4月に遡って、保育料を再算定させていただき、減額になった場合はその分の差額を還付します。

ただし、当該年度の保育料のみが還付対象となりますので、それ以前の保育料について、修正申告を行い、市町民税所得割額が減額になったとしても、還付はできません。

また、修正申告を行った場合は、必ず子育て支援課 保育係までご連絡ください。

【利用調整】

Q6 利用調整(入所選考)は第一希望の保育施設ごとに行うのですか？

保育施設ごとを選考するのではなく、クラス年齢の入所希望者全員で選考を行います。利用調整基準に基づき、優先度の高い児童から入所先を決定します。入所の決定に際し、申込み受付の順番は関係ありません。

Q7 利用調整は、年一回ですか？

新年度4月の入所については、一次と二次で申込み受付・利用調整を行います。5月以降になりますと、保育所の空き状況にもよりますが、原則、毎月利用調整を行います。新年度入所の申込みをしたが待機となった方については、月々の新規の申込者と併せて毎月利用調整の対象となります。なお、当該年度中の入所希望については、再度申込みの必要はありません。

ただし、今後待機の状況が続き、翌年4月入所を希望する場合は、翌年度用に新たに、新規入所申込み書類の作成・提出が必要となります。特に育児休業を取得するため、または育児休業を延長するために入所保留通知書が必要となる場合、発行した入所保留通知書は、当該年度に限り有効となりますので、ご注意ください。

【転園】

Q8 第一希望でない保育所に入所が決定しました。年度の途中でも転園できますか？

兄弟姉妹で別々の保育所に入所した場合に限り、随時転園希望を提出することができます。上記以外の場合は、次年度の利用意向調査において、転園希望を提出することができます。ただし、転園希望を出していただいても、受け入れ保育施設の空き状況等により、ご希望に添えないことがあります。

【育児休業】

Q9 上の子が保育所入所中ですが、下の子の妊娠が判明しました。出産後、育児休業を取得する予定ですが、上の子は退所しなければならないのでしょうか？

出産後、「(育児休業開始用)勤務・内職(予定)証明書」を提出いただき、育児休業取得の確認ができた場合は、すでに保育施設に入所中の児童は引き続き在籍することができます。ただし、会社を退職し家庭内で保育ができる場合は、保育が必要な理由がないため、保育所を退所しなければなりません。



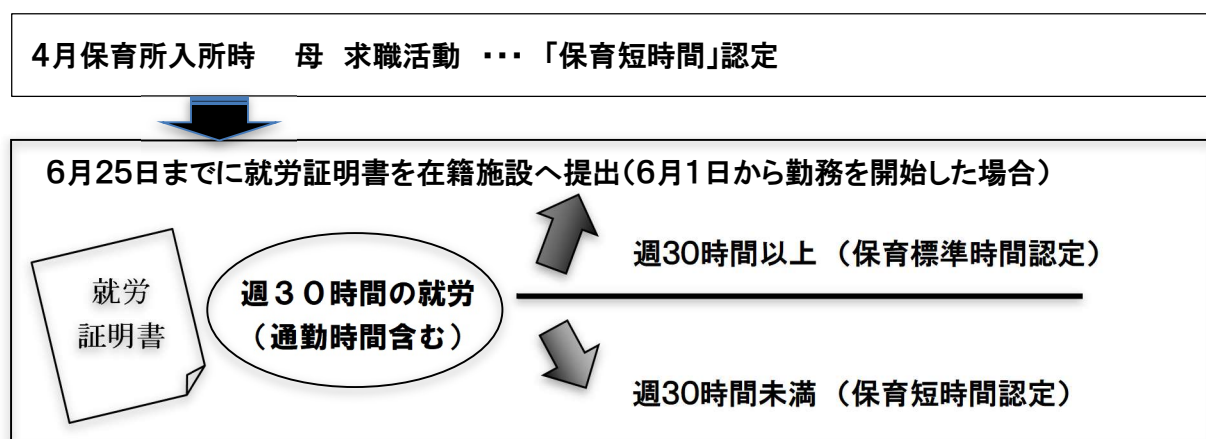
【支給認定】

Q10 保育施設入所申込み時は、求職活動中でしたが、入所後就職が決定しました。手続きはありますか？

就職が決まったら、「就労証明書」を事業所に記入してもらい、「支給認定変更申請書」とすでに配布された「支給認定証」と併せて、在籍施設へ提出してください。「就労証明書」および「支給認定変更申請書」の用紙は、各施設に置いてあります。提出された「就労証明書」に基づき、週30時間以上の就労をしているかどうかで、保育の必要量（「保育標準時間」か「保育短時間」）を見直します。

毎月25日が書類受付の締め切り日となっていますので、期限内に提出された場合は、原則翌月から保育の必要量が切り替えとなります。

年度の途中で支給認定が変更になった場合、古い支給認定証は返却いただき、新たに支給認定証を交付します。



【町外の保育施設の利用を希望】

Q11 保護者の勤務地が近隣市にあるため、町外の保育施設の入所を希望する場合、手続きはどのようにしたらよいですか？

入所希望の保育所を管轄する市区町村によっては、受付期間や提出書類等が異なりますので、事前に確認することが必要です。申請前に、お早めに伊奈町子育て支援課までご相談ください。

【特別保育】

Q12 延長保育の利用できる時間を実施している保育施設を教えてください。

延長保育については、「保育標準時間」（7時30分～18時30分）を超えて保育施設を利用する場合、入所施設へ延長保育利用の申請をし、承認を受けることにより、利用が可能になります。料金については、保育料とは別に延長料金がかかります。

延長保育の利用時間について（最大 7：00～7：30、18：30～20：00）

7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	20:00
延長保育	時間外	短時間認定		時間外	延長保育
	標準時間認定				

実施施設	実施時間	※参考料金
北保育所	月～金 7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～19 時	一回(30 分)100 円 月額 1,000 円、朝・夕両方月額 2,000 円 補食無
南保育所	月～金 7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～19 時	一回(30 分)100 円 月額 1,000 円、朝・夕両方月額 2,000 円 補食無
カオルキッズランド伊奈園	7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～20 時	月額 3,000 円(30 分)から 補食有
みちのこ保育園	7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～20 時	月額 3,000 円(30 分)から 補食有
ピノ保育園	7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～20 時	月額 3,000 円(30 分)から 補食有
伊奈ゆたか保育園	7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～20 時	月額 3,000 円(30 分)から 補食有
きむら伊奈保育園	7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～20 時	月額 3,000 円(30 分)から 補食有
つくしんぼ保育園	7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～19 時	月額 3,000 円(30 分) 7 時～7 時 30 分は徴収なし
おれんじ保育園	18 時 30 分～20 時	一回 30 分ごと 400 円 補食有
おれんじ北保育園	18 時 30 分～20 時	一回 30 分ごと 400 円 補食有
ドレミナーサリー	7 時～7 時 30 分 18 時 30 分～20 時	一回 30 分ごと 400 円 補食有

※延長保育料金等については、別冊情報ガイドにてご確認ください。

13 伊奈町保育施設等入所の利用調整に関する基準

令和6年度伊奈町保育施設等入所の利用調整に関する基準

1. 基準指数

対象児童名:

生年月日: . .

番号	保育に当たる保護者の状況				指数		実施 期間	
	類型		細目		父	母		
1	就労	外勤 又は 自営	月20日以上 (週5日以上)	1日7時間(週35時間)以上の就労を常態	20	20		
				1日6時間(週30時間)以上の就労を常態	18	18		
				1日4時間(週20時間)以上の就労を常態	16	16		
			月16日以上 (週4日以上)	1日7時間(週28時間)以上の就労を常態	18	18		
				1日6時間(週24時間)以上の就労を常態	16	16		
				1日4時間(週16時間)以上の就労を常態	14	14		
		上記以外で月64時間以上を常態として就労している場合			13	13		
内職	月収5万円以上の就労を常態			12	12			
	月収5万円以下の就労を常態			10	10			
2	求職 活動	内 定	月20日以上	1日7時間(週35時間)以上の就労を常態	10	10		
				1日6時間(週30時間)以上の就労を常態	9	9		
				1日4時間(週20時間)以上の就労を常態	8	8		
			月16日以上	1日7時間(週28時間)以上の就労を常態	9	9		
				1日6時間(週24時間)以上の就労を常態	8	8		
				1日4時間(週16時間)以上の就労を常態	7	7		
		上記以外で月64時間以上を常態として就労している場合			5	5		
未定	求職中(就労誓約書)			1	1	3か月以内		
3	不存在	死亡、離婚(調停中、裁判中、住民票が別)、行方不明、拘禁、未婚			20	20		
4	妊娠・出産	入所期間終了後も入所希望する場合は、再度申請が必要			20	20	予定日の前後2か 月	
5	就学	すでに日中、就学・技能習得のため外出を常態(番号1を準用)					当該期間	
		日中、就学・技能習得が内定(番号2を準用)						
6	病気 障がい	病 気	自 宅 療 養	1ヶ月以上入院予定		20	20	入院・治 療を要し なくなる月 まで
				常時臥床		20	20	
				精神性	精神障害者保健福祉手帳1～2級	20	20	
					上記以外の程度	16	16	
				一般療養	医師が1ヶ月以上の安静を要すると診断した場合	16	16	
					医師が1ヶ月以上の通院加療を要すると診断した場合	12	12	
		障 が い	身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A～B		20	20	左記の基準に 該当しなくなる 月	
			身体障害者手帳3級		18	18		
			身体障害者手帳4級以下、療育手帳C		12	12		
7	看護 介護	居 宅 外	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障害者(児)等)の介護を状態		20	20	介護を要 しなくなる 月	
			週5日以上日中週20時間以上の介護を状態		16	16		
			週4日以上日中週16時間以上の介護を状態		14	14		
		居 宅 内	全介護を必要とする場合(重度心身障害者、要介護認定3・4・5程度)		20	20		
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)		15	15		
8	災害・復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			20	20		
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合			20	20		
基準指数小計【A】 (父+母の合計値) ※二人合わせて最高40点								

2. 調整指数

項目	条件		指数		備考	
			父	母		
世帯加算	保護者の就労状況	1	生計中心者の失業(解雇・倒産)により就労の必要性が高い		3	
		2	保護者が産前産後の休業または育児休業を取得している		2	
		3	町内の保育施設に保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師の有資格者)として勤務している		5	
		4	町外の保育施設(保育所、小規模、認可、認可外、事業所内託児所)に保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師の有資格者)として勤務している		4	
	家庭状況	5	生活保護世帯または中国残留邦人支援給付受給世帯		8	
		6	父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚)		15	6～8のうちいずれか一つ
		7	父母の両方が不存在(死亡など)		16	
		8	離婚協議中、離婚調停中、裁判中(状況がわかる書類が必要)		14	
		9	父母の一人が単身赴任、または3ヶ月以上入院等により不在		3	
		10	申込み日現在、小学校就学前の児童が3人以上いる		2	
	障がい	11	保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A～B、精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持		3	11～14のうちいずれか一つ
		12	保護者が身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級を所持		2	
		13	保護者が難病を患っている(基準指数6「病気」項目該当者のみ加点)		1	
		14	保護者以外で同一世帯に身体障害者手帳1～3級、療育手帳○A～B、精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持しているものがある場合		1	
	児童の状況	15	すでに兄弟姉妹が保育施設に入所中(在籍児が卒園する場合は除く)		4	
		16	兄弟姉妹で同時に新規申込みをする場合		2	
		17	地域型保育施設等を入所期間満了で卒園する場合		30	
		18	町外の認可保育施設に入所しており、町内の認可保育施設への転園を希望(転入予定者含む)		8	
		19	認可外保育施設(家庭保育室、ベビーホテル等)に有料で預託している		4	
		20	職場内託児所に有料で預託している		3	
		21	一時預かり利用中(直近1か月の利用が10回以上)		1	
		22	兄弟姉妹が別施設に入所中のため、同一施設に転園を希望		8	
		23	要支援家庭等(児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合)		20	
世帯減算	保護者の就労状況	24	自営で中心者でない場合(児童の祖父母等家族が経営者の場合)		-1	
		25	居宅内における自営業の場合		-1	
	家庭状況	26	申込児以外の子どもを保育所・幼稚園等に預けていない世帯		-1	
		27	転入予定者のうち、居住予定地が確認できない(契約書の写し無)		-5	
	同居世帯員	28	65歳未満世帯員の勤務証明書等書類の未提出。		-20	
保育料滞納	29	入所児童または卒園児童の保育料を滞納している場合		-25		
調整指数小計【B】						
合計指数【A+B】						

◎入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合には、利用調整が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、基準指数及び調整指数を加減し、合計を実施指数とします。合計指数の高い方から入所先を決定します。

◎実施指数が同点の場合の優先順位

- ①生活保護世帯
- ②ひとり親世帯
- ③すでに兄弟姉妹が保育所等へ入所しており、同一施設への入所が見込める場合
- ④基準指数の高い世帯
- ⑤養育している18歳未満の世帯員の人数が多い者
- ⑥利用者負担額算定年度町民税所得割額(住宅ローン等控除前)の低い世帯(同額の場合は収入の低い世帯が優先)

◎町外在住者の利用調整について(伊奈町への転入予定者を除く)

利用調整(選考)にあたっては伊奈町民が優先されます。
また、申し込み時点で伊奈町在勤の保護者が優先されます。

14 保育施設入所申込書等の記入例

保育施設入所申込書（児童台帳）

受付印

提出日：令和5年11月2日

保育施設（保育所、地域型保育事業、認定こども園）の入所について、次のとおり申し込みます。

申込者 (保護者)	現住所	伊奈町大字小室●●●●番地				
	※令和5年1月1日現在の住所					
	口同上	埼玉県●●市●●●●一丁目●●番地				
	氏名	伊奈 太郎				
	自宅	048-●●●-●●●●	父携帯	●●●-●●●●-●●●●	母携帯	●●●-●●●●-●●●●

入所を希望する児童	ふりがな	いな さぶろう		平成 令和 年 月 日生	希望する保育施設名	第1希望	○保育所	
	氏名	伊奈 三郎		性別		男・女	第2希望	△△保育園
	希望する保育時間	平日	8時30分～17時00分			第3希望	××保育所	
		土曜	8時30分～17時00分			第4希望	●●●保育園	
	利用を希望する期間	令和6年4月1日から		□小学校就学前まで		第5希望	□□保育園	
	保育の実施を必要とする理由	両親の就労により、家庭で保育ができないため。				※希望する保育施設数に制限はありません。第6希望以降を希望する場合は、入所希望施設を事前に見学することをお勧めします。		

同居世帯員の状況 (申込児童を除く)	ふりがな 氏名	申込児童との続柄	生年月日	職業・通学(園)先	障害者 手帳等の有無 (手帳のコピー添付)	兄弟同時 新規申込み者 は○を記入
	いな たろう 伊奈 太郎	父	大・昭・平・令 ●●年 ●月 ●日	会社員(単身赴任中)	有・無	
	いな はなこ 伊奈 花子	母	大・昭・平・令 ●●年 ●月 ●日	看護師	有・無	
	いな いちろう 伊奈 一郎	兄	大・昭・平・令 ●●年 ●月 ●日	●●小学校●年生	有・無	
	いな じろう 伊奈 次郎	兄	大・昭・平・令 ●●年 ●月 ●日		有・無	○
	いな うめ 伊奈 ウメ	祖母	大・昭・平・令 ●●年 ●月 ●日	無職	有・無	
			大・昭・平・令 年 月 日		有・無	

生活保護の受給	□受けていない □受けている(年 月 日から受給開始)	
ひとり親家庭	□非該当 □該当(平成・令和 年 月から【死亡・離婚・未婚・失踪・拘禁・別居(協議中・調停中)】)	
現在の保育状況	□認可保育所・小規模保育施設に入所中【施設名: いつから: 年 月～】 □認可外保育施設に入所中【施設名: いつから: 年 月～】 □幼稚園入園中 □職場内託児所に委託 □自宅で保育 □親族等に委託【続柄: 】 □同伴勤務	

兄弟姉妹の同時 申込みの場合	□1 同時に同じ保育施設への入所の希望。(同時に同じ施設に入れない場合は「待機」になります)
	□2 同時に入所できるのであれば別々の保育施設でも入所する。⇒2を選択した方は下記も記入。 □希望施設の順位を優先する。□下位の希望施設でも同じ施設になることを優先する。
	□3 一人だけでも先に入所させたい。⇒入所できなかった児童の保育方法を下記に記入。
	□①職場内託児所、認可外保育施設等に預ける【保育室名: 】
	□②親族等に預ける【氏名: 伊奈ウメ/続柄: 祖母/場所: 自宅(伊奈町大字小室●●●●番地)】 □③同伴勤務(自宅・自宅外)

中面もご記入ください

家庭状況調書

		父の状況										母の状況											
右記の当てはまるものに○を付け、該当する以下のすべての項目に記入してください。		○														○							
		外勤	居宅外自営	居宅内自営	内職	就職内定	育児休業中	傷病・障がい	介護・看護	就学	求職中	外勤	居宅外自営	居宅内自営	内職	就職内定	育児休業中	妊娠・出産	傷病・障がい	介護・看護	就学	求職中	
		①を記入					①と②	④	⑤	⑥		①を記入					①と②	③	④	⑤	⑥		
申込日現在妊娠の有無												現在妊娠していますか？ ☐ はい ☒ いいえ はい⇒出産予定日： 年 月 日											
① 外勤・自営・内職・就職内定	事業所名	例●●商事										●●●●病院											
	勤務地	大阪市●●●丁目●番地 ☒ 単身赴任										●●市●●●●丁目●番地1 ☐ 単身赴任											
	事業所電話番号	●●-●●●●-●●●●										●●●-●●●-●●●●											
	仕事内容	食品会社営業										看護師											
	入社・採用(予定)年月日	平成●●年●月●日										平成●●年●月●日											
	勤務時間	9時00分 ~ 18時00分まで (1日 8 時間 00 分×週 5 日間)										9時00分 ~ 16時00分まで (1日 6 時間 00 分×週 5 日間)											
	通勤時間	片道 時間 20 分										片道 時間 50 分											
②育児休業中		年 月 日～ 年 月 日まで										令和●●年●月●日～令和●●年●月●日まで											
③妊娠・出産												出産予定日 年 月 日											
④ 傷病・障がい	診断名																						
	手帳の有無	☐ 有【手帳名： 級(度)】・ ☐ 無										☐ 有【手帳名： 級(度)】・ ☐ 無											
	状況	☐ 入院(年 月から) ☐ 自宅療養 ☐ 通院・通所(月・週に 回)										☐ 入院(年 月から) ☐ 自宅療養 ☐ 通院・通所(月・週に 回)											
⑤ 介護・看護	介護等を受ける人	氏名： (父との続柄)										氏名： (母との続柄)											
	介護保険の利用	☐ 有(介護度：)・ ☐ 無										☐ 有(介護度：)・ ☐ 無											
	障害者手帳等の有無	☐ 有【手帳名： 級(度)】・ ☐ 無										☐ 有【手帳名： 級(度)】・ ☐ 無											
	状況	☐ 施設入所(年 月から) ☐ 在宅										☐ 施設入所(年 月から) ☐ 在宅											
⑥ 就学	学校名																						
	就学期間	年 月 日～ 年 月 日まで										年 月 日～ 年 月 日まで											
	受講時間・日数	時 分～ 時 分まで (1日 時間 分×週 日間)										時 分～ 時 分まで (1日 時間 分×週 日間)											
祖父母の状況	父方	祖父	氏名		年齢		就労		住所		電話番号												
		祖母	伊奈 ウメ		●●歳		有・無		児童と同居		048-●●●-●●●●												
	母方	祖父	埼玉 五郎		●●歳		有・無		●●県●●市●丁目●		●●●-●●●-●●●●												
		祖母	埼玉 さくら		●●歳		有・無		,		,												
入園後の児童の送迎予定		送り	氏名	伊奈 花子		続柄		母	交通手段	☒ 車・徒歩・自転車・バス・その他													
		迎え	氏名	伊奈 花子		続柄		母	交通手段	☒ 車・徒歩・自転車・バス・その他													

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

(あて先) 伊奈町長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

また、町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び入所申込みに関する書類等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和 5 年 11 月 2 日

個人番号

保護者氏名 伊奈 太郎

記入不要(別紙に記入ください)

保護者氏名 伊奈 花子

記入不要(別紙に記入ください)

申請児童	氏 名	生年月日	性別	認定者番号 ※すでに認定済の場合
	(ふりがな) いな さぶろう 伊奈 三郎	令和 年 月 日生 平成	男 女	
保護者 住所・連絡先	現住所	〒 362-●●●● 伊奈町大字小室●●●●番地		
	令和5年1月1日現在の住所	□ 同上 埼玉県●●市●●●一丁目●●番地		
	連絡先	自宅 048(●●●)●●●●	携帯 父●●●(●●●●)●●●●	
保育の希望の有無(※)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)以下①、②、③を記入		
	無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)以下①と③のみ記入		
児童の手帳保持	有 無	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳		

※ 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

①世帯の状況

区分	氏 名	児童との続柄	申請時の年齢	性別	職業又は学校名等	備考	※多子軽減	家庭の状況
児童以外の世帯員	(ふりがな) いな だろう 伊奈 太郎	父	●●	男 女	会社員		□対象	□ひとり親家庭 ☑上記以外
	(ふりがな) いな はなこ 伊奈 花子	母	●●	男 女	看護師		□対象	
	(ふりがな) いな いちろう 伊奈 一郎	兄	●●	男 女	●●小学校 ●年生		□対象	生活保護適用の有無 ☑適用なし □適用あり 保護開始日 (年 月 日)
	(ふりがな) いな じろう 伊奈 次郎	兄	●	男 女			□対象	
	(ふりがな) いな うめ 伊奈 ウメ	祖母	●●	男 女	無職		□対象	
	(ふりがな)			男 女			□対象	
	(ふりがな)			男 女			□対象	

※多子軽減対象施設に入園・入所している場合は、□にチェックをつけてください。

◎父または母が児童と同居していない場合、その状況について以下に記入してください。

同居していない者の氏名等 ※死亡の場合は記入不要	氏名 伊奈 太郎 (続柄: ☑父 □母)	住所 大阪市●●●丁目●番地
同居していない理由	□死別 □離婚 ☑単身赴任 □調停中 □未婚 □その他()	左記理由となった日 平成●●年●月●日

※裏面も記入してください。

②保育の利用を必要とする理由等

※保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他（ ） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） （株）●●商事 月～金 9時～18時 月20日勤務	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他（ ） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） ●●●病院 月～金 9時～16時（月1～2回土曜勤務あり） 月22日勤務	
保育の利用を必要とする時間等	必要とする曜日	1日のうちで必要とする時間	備 考※
	☒ 平日（月～金）	（ 8:30 ～ 17:00 まで）	
	☒ 土曜日	（ 8:30 ～ 17:00 まで）	月1～2回程度利用

※備考欄には、上記の必要とする曜日、時間等において補足する事項がある場合に記入してください。

③利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 00 年 0 月 00 日まで		
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由		事業所番号 *記入不要
	第1希望	○保育所（希望理由）	以前兄が在籍していたため
	第2希望	△△保育園（希望理由）	自宅から近いため
	第3希望	××保育所（希望理由）	自宅から近いため
	第4希望	●●●保育園（希望理由）	自宅から近いため
	第5希望	□□保育園（希望理由）	通勤途中にあるため
	第6希望	×××保育園（希望理由）	通勤途中にあるため
	第7希望	△△△保育園（希望理由）	保育方針に共感したため

以下は記入しないでください。

*市町村記載欄

受付年月日	年 月 日
認定の可否	認定者番号
可 年 月 日 認定	認定区分等 ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
否 (理由)	
支給(入所)の可否	
可 [☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型]	支給(利用)期間
自 年 月 日	至 年 月 日
否 (理由)	
入所施設(事業者)名	
☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 地域型(☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事) ☐ 認定こども園(☐ 連 ☐ 幼(☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保(☐ 保 ☐ 幼) ☐ 地(☐ 幼 ☐ 保)]	
備 考	

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	☐ 有 (☐ 契約 ・ ☐ 内定 (年 月 日契約(内定)) ☐ 無
備 考	



◆保育施設入所についてのお問い合わせ先◆

伊奈町役場 子育て支援課 保育係

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
電話 048-721-2111(内線2128、2129、2185)

